

種別	目的	制度の概要	問合せ先
給付金・助成金等	業績が悪化	飲食事業者：10万円 宿泊事業者：10万円又は50万円	産業振興課（083-250-7273）
	雇用の維持	国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業者 雇用調整助成金の支給決定額の1/10（上限1事業者100万円）	産業立地・就業支援課（083-232-1133）
	業態の転換・新事業展開等を図りたい	営業可能な業態への転換を図る飲食事業者 初期投資費用の2/3を補助（上限20万円）	産業振興課（083-231-1220）
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	《制度融資》直近1か月の売上高とその後2か月を含む3か月間の売上高が前年同月比5%以上減少する事業者 保証料全額補助	産業振興課（083-231-1265）